【助成対象者の消費税の取扱いチェックリスト】

様式７

助成対象者	

① 本則の**課税事業者**である。	□
② **免税事業者**（消費税法第９条第１項の規定により、消費税を納める義務が免除される事業者）である。	□
③ **簡易課税制度の適用を受ける者**（消費税法第37条第１項の規定により、仕入れに係る消費税額の控除の特例を受ける事業者）である	□
④ 本則の**課税事業者かどうかわからないが、消費税を除いて助成金を申請**する。	□

→ 消費税を除いて助成金を申請します。

②の場合

① 基準期間（前々年度）における課税売上高が1,000万円以下である。	□
② 消費税課税事業者選択届出書を提出していない。	□

→ すべての項目に該当する場合、消費税を除かずに助成金を申請します。

→ 該当しない項目があった場合、消費税を除いて助成金を申請します。

③の場合

① 基準期間（前々年度）における課税売上高が5,000万円以下である。	□
② 消費税簡易課税制度選択届書を提出している。	□
③ 消費税簡易課税制度選択不適用届出書を提出していない。	□

→ すべての項目に該当する場合、消費税を除かずに助成金を申請します。

→ 該当しない項目があった場合、消費税を除いて助成金を申請します。

④ → 消費税を除いて助成金を申請します。

（注）整備内容が複数あって、それらの整備時期が異なる場合には、整備内容ごとに基準期間、さらには消費税の取扱いが異なることがありますので、整備内容ごとの整備時期等を確認願います。